

平成22年9月10日

航空局監理部総務課

## 東京国際空港におけるビジネスジェットの利便性向上のための措置について

東京国際空港の国際化(本年10月31日)にあわせて、ビジネスジェット利用促進、利用者の利便性向上のため、国土交通省成長戦略会議の指摘を踏まえ、以下の措置を講じます。

1. 国際ビジネスジェットの昼間時間帯(6時台から22時台)の利用を可能とする。
2. ビジネスジェット(国内・国際)の昼間時間帯の1日の発着回数を最大8回まで可能とする。
3. ビジネスジェット(国内・国際)の連続駐機可能期間を最大7日間に延長する。
4. 国際ビジネスジェットの発着枠の割り当ての期限を撤廃する。
5. 国際ビジネスジェット利用者の移動時間を短縮する(新国際線ターミナル付近に国際ビジネスジェットも活用できる乗機・降機用スポットを確保)。

さらに、同日以降、外国籍の国際ビジネスジェットがチャーター便として運航される場合の許可申請について、商用のための緊急やむを得ない事情があるときは、離発着の予定時刻の24時間前まで受け付けることといたします。

近年、欧米を中心にビジネスジェットの利用が拡大している中で、我が国においてもその受入れの促進を図ることは、我が国が世界の経済拠点としての地位を維持し、今後の成長戦略を確実なものとする上で重要な要素です。

国土交通省成長戦略会議においても「首都圏空港が我が国の成長の牽引車としての役割を今後とも十分に発揮していくには、国際線・国内線双方のネットワークの更なる強化や際・内乗り継ぎ機能の改善、LCCやビジネスジェット等、これまで十分に対応できていないニーズへの対応等、抜本的な機能強化が必要である」と報告されています。

このような状況を踏まえ、本年10月の東京国際空港第4滑走路供用開始に伴う国際定期便就航時期(本年10月31日)に合わせて、当該空港のビジネスジェットの利用促進、利用者の利便性向上のため、別紙の措置を講じることとします。

あわせて、同日以降、外国籍の国際ビジネスジェットがチャーター便として運航される場合の許可制度について、これまで、運航予定期日の3日前までに許可申請をしなければならないとされていたものを、商用のための緊急やむを得ない事情があるときは、離発着予定時刻の24時間前まで許可申請を受け付けることとする内容の運用改善を図ることとしましたのでご報告いたします。

問い合わせ先

国土交通省航空局監理部総務課

担当 小川、柴田

(内線48143、48147)

代表:03-5253-8111

直通:03-5253-8692

## 東京国際空港におけるビジネスジェット利便性向上のための措置

国際定期便が就航する10月31日から以下の措置を実施することとする。

	現行	措置内容
1. 国際ビジネスジェットの昼間時間帯の利用	昼間時間帯(6時台から22時台)については、国内ビジネスジェットしか乗り入れを認めていない。	本年10月の第4滑走路供用開始に伴う国際定期便の就航に合わせて、国際ビジネスジェットも昼間時間帯に乗り入れできるようにする。
2. ビジネスジェット(国内・国際)の昼間時間帯の発着回数	昼間時間帯の公用機等枠のうち、国内ビジネスジェットの1日の発着回数を最大4回(うち到着は2回まで)としている。	昼間時間帯の公用機等枠のうち、国内・国際ビジネスジェットの1日の発着回数を最大8回(うち到着は4回まで)とする。
3. ビジネスジェット(国内・国際)の連続駐機可能期間	連続駐機期間が最大5日間までとなっている。	連続駐機期間を最大7日間まで延長する。
4. 国際ビジネスジェットの発着枠の割り当て期限	深夜早朝時間帯(23時台から5時台)に乗り入れる場合、発着枠等を確保するため、7日前まで手続きをする必要がある。	手続きの期限を撤廃し、乗り入れ当日の手続きでも可とする。
5. 国際ビジネスジェット利用者の移動時間の短縮	ターミナル付近に国際ビジネスジェットが利用できる乗機・降機用スポットが確保されておらず、乗機・降機は遠距離にある駐機場において行い、その後CIQ施設へ移動する。	新設される新国際ターミナル周辺に国際ビジネスジェットも活用できる乗機・降機用スポットを確保し、CIQ施設までの移動時間を短縮する。

いずれも公用機等枠、駐機場に余裕のある範囲内での最大の回数、期間